

西海市介護認定審査会システム導入及び運用管理業務仕様書

1. 業務名

西海市介護認定審査会システム導入及び運用管理業務

2. 業務目的

本業務は、介護認定審査会にタブレット端末等と資料を電子データで配付できる認定審査システムを導入することにより、審査会において使用する紙の削減と資料の作成・配付時間の短縮をすることで、介護認定審査会の業務を効率化し、申請から認定結果通知までの期間短縮を図り、住民が早期に介護保険サービスの利用ができるようにすることを目的とする。

3. 納入場所及び作業場所

西海市役所第1別館、その他西海市が指定する場所

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

介護認定審査会システムの運用開始予定日は令和8年10月5日とする。

5. 業務内容

受注者は、以下の業務を一括して行うものとする。

(1)認定審査用端末等の調達(調達する物品は西海市の帰属とする)

| | | |
|---|---------------|------|
| ア | タブレット端末 | 14 式 |
| イ | タブレット端末専用カバー | 14 式 |
| ウ | モバイルノート PC 端末 | 1 式 |

(2)介護認定審査会システムの提供及びライセンス供与

| | | |
|---|-----------|----------|
| ア | 管理機能一式 | |
| イ | ユーザーライセンス | 25 ライセンス |

(3)システム初期設定

| | |
|---|-------------------------|
| ア | 認定審査用端末の初期設定 |
| イ | 認定審査システムのインストール並びに動作の確認 |

(4)システム運用・サポート

| | |
|---|---------------------|
| ア | 操作マニュアルの作成 |
| イ | 操作研修の実施 |
| ウ | システム運用に係るサポートデスクの設置 |

6. システム要件及び業務要件

(1)認定調査用端末

以下の仕様を満たす製品とすること。

ア タブレット端末 14 式

- ① Android OS を搭載していること。
- ② 無線 LAN(IEEE 802.11 a/b/g/n/ac)に対応していること。
- ③ 8 コア相当以上のプロセッサを搭載していること。
- ④ メインメモリは 8GB 以上であること。
- ⑤ 内蔵ストレージは 128GB 以上であること。
- ⑥ microSD カードスロットを有すること。
- ⑦ 画面サイズは 11 インチ以上であること。
- ⑧ 1920×1080 以上の解像度で表示可能であること。
- ⑨ USB Type-C ポートを1つ以上有すること。
- ⑩ 日本国内(AC100V)で使用可能な AC アダプターが付属すること。
- ⑪ メーカー保証1年以上を含むこと。
- ⑫ タッチペンを付属すること。

イ タブレット端末専用カバー 14 式

- ① 本調達により導入するタブレット端末に適合する専用カバーであること。
- ② タブレット本体を装着した状態で外装及び画面を保護できる構造であること。
- ③ タブレット端末本体の各種ボタン、端子、カメラ等の使用を妨げないこと。

ウ モバイルノート PC 端末 1式

- ① Windows 11 Pro(64bit、日本語版)を搭載していること。
- ② 無線 LAN(IEEE 802.11ax/Wi-Fi 6E 相当)に対応していること。
- ③ CPU は Intel Core i5 U シリーズ相当以上のプロセッサを搭載していること。
- ④ メインメモリは 8GB 以上であること。
- ⑤ 256GB 以上の SSD を搭載していること。
- ⑥ 画面サイズは 13 型以上であること。
- ⑦ 1920×1080 以上の解像度で表示可能であること。
- ⑧ 入力装置にキーボードを有すること。
- ⑨ Web 会議等に利用可能な内蔵スピーカー及び内蔵マイクを搭載していること。
- ⑩ Web 会議等に利用可能な内蔵カメラを搭載していること。
- ⑪ USB Type-A ポートを1つ以上、USB Type-C ポートを1つ以上有すること。
- ⑫ HDMI 出力端子を1つ以上有すること。
- ⑬ TPM2.0 相当以上のセキュリティ機能を有すること。
- ⑭ 日本国内(AC100V)で使用可能な AC アダプターが付属すること。
- ⑮ メーカー保証1年以上を含むこと。

(2)介護認定審査会システム

以下の仕様を満たすシステムとすること。

ア 基本要件

- ① 他の地方公共団体において、導入・運用実績を有するシステムであること。
- ② 操作性、視認性、システム管理及び審査会運営の効率化を考慮したシステムであること。
- ③ クラウド方式であること。
- ④ クラウドサーバーのストレージ容量は、1GB 以上とすること。
- ⑤ 管理者機能及びユーザー機能を有すること。
- ⑥ 25 ユーザー分のユーザーライセンスを含むこと。
- ⑦ 国内のデータセンターを利用したクラウド型サービスであること
- ⑧ ISMS 適合性評価制度またはプライバシーマークに準拠した情報セキュリティ体制を有すること。
- ⑨ OS やブラウザのアップデートに伴う不具合修正及びバージョンアップには、原則として無償で随時対応し、常に最新の稼働環境を提供すること

イ 機能要件

- ① 本システムに要求するその他機能については、別紙「機能要件確認書」の機能要求事項を参照すること。
- ② 「機能要件確認書」における各項目についての対応(対応可能、代替機能等により対応可能又は対応不可)と、必要に応じて備考欄に説明事項を記入及び提示すること。
- ③ 「機能要件確認書」に記載がないものであっても、発注者にとって有益であると認められるものは評価の対象とするため、企画提案書等に記載すること。

(3)システム初期設定

ア 認定審査用端末の初期設定

本業務により調達するタブレット端末及びモバイルノート PC 端末を、利用開始できるようにするための初期的な設定を行い、発注者が指定する場所に納品すること。

イ 認定審査ペーパーレス化システムのインストール並びに動作確認

本業務により調達したすべての端末において、認定審査ペーパーレス化システムが正常に起動し、ログイン、資料閲覧及び主要な操作が支障なく行えることを確認すること。

(4)システム運用・サポート要件

ア 操作マニュアルの作成

- ① 審査会委員及び審査会事務局が利用する操作マニュアルを作成すること。
- ② 操作研修時に配布する紙媒体のものとは別に電子データを作成し、システム内またはタブレット端末内に保管できるようにすること。
- ③ バージョンアップ等により、操作方法に変更が生じる場合には、当該変更点を反映した操作マニュアルを提供すること。

イ 操作研修の実施

- ① 審査会委員 20 人(4合議体×委員5人)、及び、審査会事務局6人を対象とした操作研修会を、各1回以上実施し、全ての対象者が最低1回は受講できるようにすること。
- ② 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。
- ③ 研修会場、使用するプロジェクター及びスクリーン等は、発注者が準備する。
- ④ 開催方法、日程、時間及び場所については、発注者と別途協議することとする。
なお、オンラインで開催する場合であっても、現地において操作を補助する要員を派遣すること。

ウ サポートデスクの設置要件

- ① 発注者からの操作方法、仕様に関する不明点及びシステム障害状況に関する問合せに対応できる体制とすること。
- ② 問合せは、審査会委員及び審査会事務局の双方が利用可能であること。
- ③ サポートデスクへの問合せ手段は、電子メール及び電話とすること。
- ④ サポートデスクは、ライセンス費用の範囲内での利用が可能であること。

7. 提出書類

本業務における提出書類は次のとおりとする。

- (1)介護認定審査会システム(ライセンス証書等を含む)
- (2)システム操作マニュアル(電子データを含む)
- (3)データのバックアップ体制及び障害時対応計画書
- (4)業務完了報告書
- (5)その他発注者が指示するもの

8. その他

- (1)本業務において知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、本市の同意なく第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2)国の制度改正等によりシステム改修が必要となった場合は、別途協議するものとする。
- (3)本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受注者の協議により決定する。